

委員会規程

(平成3年7月3日制定)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき、委員会について定める。

第2条 各委員会は、会長が委嘱する委員若干名をもって構成し、委員長は会長が委嘱し、副委員長は、委員長が任命する。

第3条 各委員会は、必要に応じ委員長が招集し、それぞれ次の事項について協議し、必要により業務を執行する。

(1) 企画委員会 本会の企画、運営および当該事業の運営に関すること。

(2) 財政委員会 本会運営のための財政全般に関すること。

(3) 広報委員会 「鳳鳴会会報」の発行および本会の運営上必要な広報に関すること。

(4) ホームページ委員会 ホームページの運営、管理および情報収集に関すること。

(5) 総務委員会 会則、規定の整備および他の委員会に属しない事項に関すること。但し、名簿は事務局がこれを整備および管理する。

附 則

1 この規程は、平成15年5月10日から施行する。

2 第3条平成22年5月10日改正、同日から施行する。